

評価項目・得点	評価の理由
<p>実績 20 / 50点</p>	<p>小泉内閣では、政権公約の柱の一つとして分権改革を位置づけ、第1次分権改革で積み残しとなった地方税財政に関して、三位一体改革の方向性を示し、2006年までに4兆円の補助金削減と3兆円規模の税源移譲など、具体的な期限・数値目標を設定した。道州制についても、具体化に向けた検討体制整備の目標を示した。しかし、安倍内閣以降、分権改革はトーンダウンし、政策の柱から外れ、目標設定も曖昧になった。</p> <p>実質面では、三位一体改革は地方の自治財政権を高める方向には進まず、交付税の削減を通じて国の財政負担を地方に付け替える結果となった。第2次分権改革の課題はほぼ第2期分権改革に引き継がれた。その後、地方分権改革推進委員会等において、具体的な検討が進んでいるものの、政権によるコミットメントが低下していることにより、どこまで新一括法に反映されるかがきわめて不透明である。法案そのものが期限内に提出できるかどうかさえも疑問視され始めている。市町村合併によって基礎自治体数は1,800弱までに減少し、数の上では進展したものの、財政面で地方を疲弊させた。</p> <p>なお、「自治立法権」及び「住民自治」に関しては、現時点までに具体的な検討は行われていない。特に「住民自治」については、第1次分権改革のときから、主要課題として認識されていたが、具体的な位置づけも検討もなされていない。</p>
<p>実行過程 12 / 20点</p>	<p>第1次分権改革同様、地方分権推進法を制定し、新一括法制定の目標年次を決めるとともに、内閣府に地方分権改革推進委員会を設置し、勧告を受けつつ検討を推進している。また、地方分権改革担当の内閣府特命大臣を設置するとともに、総理を本部長とする全閣僚が参加する地方分権改革推進本部を設置し、推進体制を強化した。ただし、政権としての地方分権の位置づけが後退し、総理の交代が相次いだこともあり、推進本部はほとんど機能を果たしていない。道州制についても、担当大臣と道州制ビジョン懇談会を設置しているものの、実質的な議論は停滞しており、基本法案の国会提出は遅れる見込みである。なお、地方分権の受け手となる自治体側の意識や覚悟が十分に高まっておらず、同時に政治の強いリーダーシップが求められている。</p>
<p>説明責任 10 / 30点</p>	<p>新分権一括法の目標年次を明確にし、外部の委員会から勧告・提言を受けつつ具体化を進めていくというプロセスはわかりやすいものである。ただし、政権における地方分権の位置づけが低下したことへの説明や、勧告等に対する政府のスタンスに関する説明は不十分である。</p> <p>また、地方団体との協議については、地方からの補助金削減リストを反映させなかったり、地方交付税の大幅な削減が行われたことにより、地方の中で国の分権改革に対する不信感が高まり、地方側の分権に対する熱意・関心を下げることになったのは大きな問題である。</p>